

名古屋市公報	令和 6年 7月31日 第263号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目	次	ページ
条	例	
○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例	(ス市・スポーツ施設課) (第43号)	4
○ 名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例	(ス市・スポーツ施設課) (第44号)	7
規	則	
○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課) (第74号)	9
告	示	
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について	(住都・住宅管理課) (第370号)	11
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第371号)	17
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第372号)	18
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第373号)	23
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第374号)	26

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例（第43号）

1 改正内容

施設の改築・改修に伴い、新たに設置するコート、諸室及び駐車場の利用料金を設定するとともに、既存コートの営利目的利用時の利用料金を設定するものです。（別表第 1、別表第 2関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例（第44号）

1 改正内容

施設の改築・改修に伴い、新たに設置する会議室について利用料金を設定し、既存のコート料金の基準額を改定するものです。（別表第 1関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第74号）

1 改正内容

(1) 第 3子以降である私立高等学校に在籍する者の授業料の補助について、所得制限を撤廃することに伴い、規定の整備を行います。（第 2条及び第 3条関係）

(2) 私立高等学校授業料の補助の額を改めます。（第 3条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、令和 6年 4月 1日から適用します。

名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第43号

名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市東山公園テニスセンター条例（令和 2 年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場の利用料金の額は、別表第 2 に定める額とする。

別表を次のように改める。

別表第 1

施設の名称		利用料金の基準額	
テニスコート (1面につき)	センターコート	2 時間	6,000円 (7,500円)
	ショーコート	2 時間	4,500円 (5,600円)
	屋内コート	2 時間	4,500円
	屋外コート	2 時間	3,000円
同 附 属 設 備	管理棟会議室 (1 室につき)	1 時間	400円
	センターコート会議室 1、 2 (1 室につき)	1 時間	500円
	センターコート会議室 3	1 時間	400円
	休憩室	1 時間	1,600円
	選手更衣室 (1 室につき)	1 時間	700円
	軽運動室	1 時間	600円
	報道関係者控室	1 時間	900円
	多目的室	1 時間	400円
	審判員控室 (1 室につき)	1 時間	300円
	放送室	1 時間	100円
	競技用判定装置室	1 時間	100円
備考			
1 () 内の額は、観覧席を使用する場合に適用する。			
2 テニスコートを使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの利用料金の基準額は、この表に定める額に 2 を乗じて得た額とする。			
3 夜間照明のための電気料金については、指定管理者が市長の承認を得て認定する実費相当額を利用料金に加算する。			
4 その他の附属設備の利用料金の基準額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。			

別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2

使用区分	利用料金の額
大型自動車（1 台 1 回につき）	2,000 円
普通自動車（1 台 1 回につき）	500 円
備考 普通自動車については、駐車時間が30分以内のときは無料とし、30分を超え 1 時間以内のときは 200 円とし、1 時間を超え 2 時間以内のときは 400 円とする。	

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市東山公園テニスセンター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他テニスセンターの施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第44号

名古屋市名城庭球場条例の一部を改正する条例

名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

観覧席付テニスコート	2 時間 1,500円 (1,000円)
その他のテニスコート（1 面につき）	2 時間 1,000円

を

」

「

観覧席付テニスコート	2 時間 2,600円 (1,700円)
その他のテニスコート（1 面につき）	2 時間 1,700円
会議室 1	1 時間 400円
会議室 2	1 時間 300円

に

」

改め、同表備考第 2 号中「入場料」を「テニスコートを利用する場合において、入場料」に改め、同表備考第 3 号中「応じて、」の次に「テニスコートを」を加える。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市名城庭球場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例の規定に基づく許可の申請その他庭球場の施設を利用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 22 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第74号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「のもの」の次に「（当該非勤労生徒の保護者等に扶養されている者（市長が別に定める者に限る。）のうち、その出生の最も早いものから順次に数えて第 3 番目以降のものを除く。）」を加える。

第 3 条第 1 項第 1 号中「46,200円」を「48,000円」に改め、同項第 2 号中「27,800円」を「28,800円」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 非勤労生徒の保護者等の算定基準額が 415,500 円以上の場合 28,800円
第 3 条第 2 項中「同項各号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市私立

高等学校授業料補助に関する条例施行細則（以下「改正後規則」という。）
の規定及び次項の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

- 2 令和 6 年度に限り、私立高等学校の第 3 学年以上の学年に在籍する者に対する改正後規則第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「48,000円」とあるのは「46,200円」と、「28,800円」とあるのは「27,800円」とする。

名古屋市告示第 370号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 6年 7月22日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。

(7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第5条第2項で定める者にあつては5年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和6年7月29日（月）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和6年7月29日（月）午前8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前8時45分から午後5時15分（木曜日にあつては、午後7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和6年7月29日（月）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第2・第4水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6年 8月 8日（木）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市東区東桜一丁目11番 1号 オアシス21 バスターミナル
内
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6年 8月 8日（木）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6年 8月 9日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6年 8月 9日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1
月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま
で。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 66戸

事故住宅 7戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上（出生前の胎児を含む。）の世帯又は18歳に達する日以後の最初 3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む。）を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 9戸

事故住宅 1戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち（1）及び（3）から（7）までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。

（1）60歳以上の者

（2）身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

（3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

（4）愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

（5）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

2 申込み用紙の交付

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 6 年 8 月 8 日（木）の午前10時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

第 1 の一般世帯向け区分と同じ。

(3) 日時

ア 公募初日

令和 6 年 8 月 8 日（木）午前10時00分から午後 5 時00分まで

イ 公募 2 日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 6 年 8 月 9 日（金）午前 8 時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8 時45分から午後 5 時15分（木曜日にあつては、午後 7 時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 6 年 8 月 9 日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに12月29日から翌年 1 月 3 日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7 時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 30 戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 371号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 6年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 5年11月20日 5指令住開指第83号	名古屋市守山区桜坂五 丁目 604番 2外 1筆	名古屋市守山区元郷一丁 目1305番地 株式会社アップルハウス 代表取締役 野村雅也
令和 6年 2月22日 5指令住開指第 109号	名古屋市天白区天白町 大字平針字荒池下 7番 57外 2筆	名古屋市東区東桜一丁目 13番 3号NHK名古屋放 送センタービル 8階 セキスイハイム中部株式 会社 代表取締役 八木健次

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 372号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の22第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 6年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
パナソニック エイジフリー 株式会社	パナソニック エイジフリ ーケアセンタ ーおたい・訪 問入浴	名古屋市西区中 小田井四丁目 408番地の 1	令和 6年 7月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
株式会社フロ ーリア	みたま訪問看 護	名古屋市西区大 野木四丁目73番 地	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社N	ナースステー ションこはる	名古屋市中区葵 一丁目27番 3号	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
セントケア中 部株式会社	セントケア訪 問看護ステー ション港	名古屋市港区小 碓一丁目38番地 の 2	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社V i g o r s	訪問入浴ビガ ーズ名古屋南	名古屋市南区豊 田四丁目 8番16 号	令和 6年 7月 1日	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴 介護
合同会社D I A	訪問看護ステ ーション笑み る	名古屋市南区鶴 田一丁目11番28 号	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
有限会社アス クル	訪問看護ステ ーション 安 樹	名古屋市守山区 西島町 2番13号	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社OL DROOK I E	訪問看護ステ ーションぶら うんらっと	名古屋市緑区平 子が丘2202番地 の 2	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社魔法 のランプ	ランプナース ステーション	名古屋市緑区神 沢一丁目1615番 地の 1	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社みな か	みなか訪問看 護	名古屋市緑区尾 崎山二丁目 102 番地	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社N. E	訪問看護ステ ーションL i g h t 天白	名古屋市天白区 塩釜口二丁目 1104番地	令和 6年 7月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ウィ ングサポート ・メグ	つばき訪問介 護事業所	名古屋市北区金 城三丁目 7番10 号	令和 6年 7月 1日	訪問介護
株式会社N	ヘルパーステ	名古屋市中区葵	令和 6年	訪問介護

	ーションこはる	一丁目27番 3号	7月 1日	
株式会社AETALANE	アエタライーネ訪問看護ステーション	名古屋市中区丸の内三丁目20番20号	令和 6年 7月 1日	訪問看護
株式会社縁	訪問介護ステーション im a	名古屋市昭和区川原通 6丁目 1番地の 3	令和 6年 7月 1日	訪問介護
名和建装株式会社	セントラル訪問介護事業所	名古屋市昭和区石仏町 1丁目28番地	令和 6年 7月 1日	訪問介護
有限会社オカダ	ほなみヘルパーステーション 名古屋	名古屋市昭和区白金二丁目10番17号	令和 6年 7月 1日	訪問介護
Link of leaves 株式会社	ヘルパーステーションふわり	名古屋市熱田区四番一丁目 1番18号ー 1	令和 6年 7月 1日	訪問介護
社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会	名身連ヘルパーセンター	名古屋市熱田区横田二丁目 4番16号	令和 6年 7月 1日	訪問介護
合同会社結び	ケアステーション一心	名古屋市南区豊一丁目22番 3号	令和 6年 7月 1日	訪問介護
有限会社アスクル	ヘルパーステーション 安樹	名古屋市守山区桔梗平三丁目2001番地	令和 6年 7月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
株式会社ひまわり	介護ウェルネスひまわり	名古屋市中村区 深川町 3丁目76 番地	令和 6年 7月 1日	地域密着型通所介護
株式会社NEXT HOPE	デイサービス ネクストホープ一色	名古屋市中川区 下之一色町字宮 分 173番地	令和 6年 7月 1日	地域密着型通所介護
合同会社QOL	リハビリデイ サービスQOL	名古屋守山区 元郷二丁目 602 番地	令和 6年 7月 1日	地域密着型通所介護
有限会社とまり樹	デイサービス とまり樹の家	名古屋緑区池 上台三丁目48番 地	令和 6年 7月 1日	地域密着型通所介護
株式会社CHIKEN	なつめリハビリ デイサービス	名古屋名東区 猪子石原三丁目 905番地の 1	令和 6年 7月 1日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社コンスレンテ	居宅介護支援 事業所くぬぎ	名古屋市昭和区 川名本町 3丁目 10番地の 1	令和 6年 7月 1日	居宅介護支援 介護予防支援
株式会社Akashi	ケアプラン あかし	名古屋市天白区 元八事二丁目 102番地	令和 6年 7月 1日	居宅介護支援 介護予防支援

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
W e l f e c k 株式会社	リンクケア居 宅介護支援事 業所	名古屋市瑞穂区 洲雲町 3丁目26 番地	令和 6年 7月 1日	居宅介護支援
株式会社 c o z y l a b	ひまわり 居 宅介護支援事 業所	名古屋市天白区 大坪二丁目1004 番地	令和 6年 7月 1日	居宅介護支援

6 指定介護予防支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社T S U N A G U	ケアマネジメ ントつなぐ	名古屋市千種区 池下一丁目 1番 7号	令和 6年 7月 1日	介護予防支援
株式会社N B A	M Y S 居宅 介護支援事業 所	名古屋市西区児 玉一丁目19番10 号	令和 6年 7月 1日	介護予防支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 373号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 6年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社NEXT FLOW	NEXT FLOW 訪問看護 なごや	名古屋市中川区山王三丁目13番15号	令和 6年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人幸会	訪問看護ステーションみなと	名古屋市港区名古屋四町 119番地の1	令和 6年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社CUORE	CUORE	名古屋市港区港陽三丁目11番23号	令和 6年 5月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類

株式会社スマイル	スマイルハート	名古屋市緑区滝ノ水五丁目2301番地	令和 6年 5月28日	訪問介護
株式会社セラム	けあらーずセカンドホーム 指定訪問介護事業所	名古屋市北区大曾根二丁目11番5号	令和 6年 5月30日	訪問介護
有限会社とまり樹	デイサービスとまり樹の家	名古屋市緑区池上台三丁目48番地	令和 6年 5月31日	通所介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人かくれんぼ	グループホームかくれんぼ	名古屋市北区金城町 4丁目56番地	令和 6年 5月31日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
医療法人紀泉会	デイサービスサフランのいえ	名古屋市中川区長須賀二丁目305番地	令和 6年 5月15日	地域密着型通所介護
株式会社セラム	けあらーずセカンドホーム 指定通所介護	名古屋市北区大曾根二丁目11番5号	令和 6年 5月30日	地域密着型通所介護

	事業所			
--	-----	--	--	--

5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社Y O U美	ケアプラン Y O U	名古屋市西区市 場木町 377番地	令和 6年 5月 1日	居宅介護支援
株式会社アイ エス	アライヴ居宅 介護支援事業 所	名古屋市千種区 今池一丁目26番 29号	令和 6年 5月28日	居宅介護支援
みなと医療生 活協同組合	指定居宅介護 支援事業所み なと医療生活 協同組合ヘル パーステーシ ョンひだまり	名古屋市熱田区 六番二丁目16番 19号	令和 6年 5月28日	居宅介護支援
株式会社b l o o m	ケアプランセ ンター菜の花	名古屋市天白区 元八事三丁目 281番地	令和 6年 5月28日	居宅介護支援
アースサポー ト株式会社	アースサポー ト名古屋西	名古屋市中村区 鳥居西通 1丁目 46番地の 2	令和 6年 5月31日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 374号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 6年 7月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 白鳥庭園

令和 6年 7月27日及び同月28日の供用時間について、「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 6時30分まで」に変更します。

2 駐車場（白鳥公園）

令和 6年 7月27日及び同月28日の供用時間について、「午前 8時45分から午後 5時まで」を「午前 8時45分から午後 7時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課